収入印紙の金額一覧表（令和8年）

1通につき貼る収入印紙の額（印紙税額）です。領収書（売上代金の受取書）は5万円未満なら収入印紙は要らず、5万円以上100万円以下は200円、それより多い金額は受取金額に応じて上がります。

領収書（第17号の1 売上代金の受取書）

受取金額	収入印紙
5万円未満	非課税
5万円以上100万円以下	200円
100万円超200万円以下	400円
200万円超300万円以下	600円
300万円超500万円以下	1,000円
500万円超1000万円以下	2,000円
1000万円超2000万円以下	4,000円
2000万円超3000万円以下	6,000円
3000万円超5000万円以下	10,000円
5000万円超1億円以下	20,000円
1億円超2億円以下	40,000円
2億円超3億円以下	60,000円
3億円超5億円以下	100,000円
5億円超10億円以下	150,000円
10億円超	200,000円
金額の記載なし	200円

契約書（第1号・第2号）

記載金額	第1号 不動産売買・借用書など	第2号 請負
1万円未満	非課税	非課税
1万円以上10万円以下	200円	200円
10万円超50万円以下	400円	200円
50万円超100万円以下	1,000円	200円
100万円超200万円以下	2,000円	400円
200万円超300万円以下	2,000円	1,000円
300万円超500万円以下	2,000円	2,000円
500万円超1000万円以下	10,000円	10,000円
1000万円超5000万円以下	20,000円	20,000円
5000万円超1億円以下	60,000円	60,000円
1億円超5億円以下	100,000円	100,000円
5億円超10億円以下	200,000円	200,000円
10億円超50億円以下	400,000円	400,000円
50億円超	600,000円	600,000円
金額の記載なし	200円	200円

・不動産の譲渡と建設工事の請負の契約書は、令和9年3月31日までに作るものの税額が上の表より軽くなります（軽減措置）。
・継続的取引の基本契約書（第7号）は4,000円。売上代金以外の受取書（借入金など）は50,000円以上で200円。
・消費税額を分けて書いた領収書・契約書は、税抜の金額で判定します。電子契約やメールで送るPDFには印紙は要りません。

出典：国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7140.htm、https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7141.htm、https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7108.htm）
「印紙税額の一覧表」（国税庁）（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7140.htm）を加工して作成
2026年11月11日に国税庁のページで確認（令和8年4月1日現在法令等）